

東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針及び運用の改正

本方針等は、都市（まち）の木造化推進法に基づき制定した、東京都内の建築物等における多摩産材をはじめとする国産木材の利用を促進する方針である。

1. 改正理由及び概要

○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「CW(クリーンウッド)法」という。）の改正
CW法が改正されたことに伴い、本方針等においても合法性確認木材の利用について盛り込む。

○東京の木多摩産材認証制度の全部改正

・認証範囲の拡大

東京の木多摩産材認証制度が令和7年9月末において全部改正が施行され、CW法上の「木材」の全てにまで認証対象が拡大され、それに伴い用語の再定義等が行われた。
本方針等においては認証制度の用語を多数引用しており、認証制度の全部改正に伴い用語の再定義等を要する。

・「とうきょうの木」

認証制度の全部改正において、木育等を含む消費者向けの広報活動においては、消費者が親しみやすいように、「とうきょうの木」の表現を用いて普及を図ることが運用方針として明示された。
本方針等においても認証制度に倣うこととし、「とうきょうの木」による広報についての記載を追記する。

2. 主な改定内容

(1) 用語の整理及び再定義

(2) 公共建築物等の整備においては、合法性確認木材の利用に努める旨を記載

(3) 普及啓発や広報PRに関する記載においては、「とうきょうの木」の表現に変更

(4) 備品や消耗品は、可能な範囲で「とうきょうの木」商品を採用し、「とうきょうの木」の広報PRに努める旨を記載

○これに伴い、森林課が整理した、認証制度の改正概要や「とうきょうの木」による広報手法を各局へ参考周知

新旧 東京の木多摩産材認証制度 全部改正参考イメージ

旧
多摩産材認証制度

多摩産の木材（通称：多摩産材）



森林所有者 素材生産業者

多摩地域の適切に管理された森林等

原木市場等
から素材購入



東京の木
多摩産材



製材業者



利用事業者

「とうきょうの木」商品

新
東京の木多摩産材認証制度

多摩産の木材（通称：多摩産材）

多摩地域の適切に管理された森林等



森林所有者



素材生産業者

協議会認証

多摩産材認証協議会が、
認証製材及び「とうきょうの木」商品の
原材料となる、合法性確認木材を産地認証

東京の木多摩産材

原木市場等
から素材購入



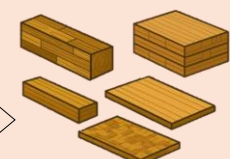
認証製材



製材業者



チップ等業者



利用事業者

「とうきょうの木」商品

